

令和4年3月10日

社会福祉法人  
土岐市社会福祉協議会

## 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画（第1期）

女性が個性と能力を十分に発揮でき、男女ともにより一層働きやすい雇用環境の整備を行うため、次の行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和4年4月1日から令和6年3月31日までの2年間

2. 目標と実施時期・取組内容

（1）目標

全職員平均で年次有給休暇の取得率を65%以上とする

（2）実施時期・取組内容

- 令和4年4月～ トップメッセージによる情報の発信。  
年次有給休暇の取得状況を把握し、問題点の分析を行う。
- 令和4年9月～ 定期的な年次有給休暇の取得状況把握を行う。  
取得実績が低い職員に対して働きかけを行う。
- 令和5年4月～ 定期的な年次有給休暇の取得状況把握を行う。  
各部署の課題を検討し、事務の効率化等を図る。
- 令和5年9月～ 定期的な年次有給休暇の取得状況把握。  
取得実績が低い職員に対して働きかけを行う。
- 令和6年1月～ 取得率の前年比較等により次期取得目標策定を行い、取得率の達成を目指す。